

様式第11（第11条第3号関係）

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住 所

申請者

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各号）

- （1） 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2） この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （3） 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （4） フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- （5） 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （6） フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- （7） 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの